

# 鳥取県ふるさと産業支援事業(新商品開発・販路開拓)補助金交付要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。)第4条の規定に基づき、鳥取県ふるさと産業支援事業補助金(以下「本補助金」という。)の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## (交付目的)

第2条 本補助金は、地域資源・経営資源を活用することにより、新商品開発、販路開拓を促進し、県内ふるさと産業(因州和紙、弓浜緋、出雲石灯ろう、倉吉緋、陶磁器、竹工、木製家具、建具、クラフト)の振興を図ることを目的として交付する。

## (補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表1の第1欄に掲げる者(以下「補助事業者」という。)が実施する同表第2欄に掲げる事業(以下「補助事業」という。)の実施に当たり、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表1の第3欄に掲げる経費(以下「補助対象経費」という。)の額(仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。)を除く。)に、別表2の第3欄に定める率(以下「補助率」という)を乗じて得た額(同表第4欄に定める額を限度とする。)以下とする。

3 なお、鳥取県産業振興条例(平成23年鳥取県条例第68号)の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

## (交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、事業を開始する20日前までに行わなければならない。ただし、年度当初に開始する事業についてはこの限りではない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額(以下「仕入控除税額を含む額」という。)の範囲内で交付申請をすることができる。

## (交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額(変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。)から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

## (承認を要しない変更)

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額を伴うもの
- (2) 補助事業の中止及び廃止

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、補助事業の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第4号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第5号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(財産の処分制限)

第8条 規則第25条第2項ただし書きの期間は、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）とする。

2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具

(2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの

3 第5条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

(成果の事業化等)

第9条 補助事業者は、補助事業のうち新商品・新技術開発事業について、当該事業の成果に係る事業化が生じたとき、様式第6号により知事に報告しなければならない。

(収益納付)

第10条 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産（以下「補助財産」という。）を処分したことにより収入があったときは、当該収入があったことを知った日から10日以内に、知事にその旨を報告しなければならない。

2 知事は、補助事業者が補助財産を処分した場合において、補助事業に収益が生じたと認めるときは、当該補助事業者に対し、その収益の全部又は一部に相当する額を県に納付するように指示することができる。この場合において、補助事業者は、当該指示に従わなければならない。ただし、補助事業のうち、新商品・新技術開発事業の成果に係る企業化等を行い収益が発生した場合は、納付する必要はない。

(工業所有権等に関する届出)

第11条 補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して、その完了した年度の終了後5年以内に、特許権、実用新案権、意匠権等（以下「工業所有権」という。）を出願し若しくは取得した場合、又は譲渡し若しくは実施権を設定した場合には、遅滞なくその旨を様式第7号により知事に届け出なければならない。

(成果の発表)

第12条 知事は、必要のあると認めるときは、補助事業者に補助事業の成果を発表させることができる。

(雑 則)

第13条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、商工労働部長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 鳥取県ふるさと産業元気な企業育成事業費補助金交付要綱（平成24年4月1日付第201100191200号鳥取県商工労働部長通知。以下「旧要綱」という。）は、平成25年3月31日限り廃止する。
- 3 鳥取県とっどりの匠支援事業費補助金交付要綱（平成24年4月1日付第201100191581号鳥取県商工労働部長通知。以下「旧要綱」という。）は、平成25年3月31日限り廃止とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、旧要綱に基づき交付決定をした補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行し、平成29年度採択事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度採択事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年3月25日から施行し、平成31年度採択事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年度採択事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年度4月1日から施行し、令和5年度採択事業から適用する。

別表1 (第3条関係)

1 事業実施主体	2 補助事業	3 補助対象経費
<p>ふるさと産業（「因州和紙」「弓浜緋」「出雲石灯ろう」「倉吉緋」「陶磁器」「竹工」「木製家具」「建具」「クラフト」）の事業者及びその事業者を主とするグループ、組合等（上記事業者とは、鳥取県内において製造又は製造・販売を行う（一財）伝統的工芸品産業振興協会又は鳥取県が認定する伝統工芸士若しくは、年収の3分の2以上がその業種の製造販売による収入である個人又はそれらの者で構成するグループ等。製造はせず販売のみ行う個人又はグループ等は除く。）（以下「ふるさと産業事業者」という。」</p>	<p>新商品開発能力育成等事業</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 新商品・新技術の研究開発に関する事業               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 商品化のための開発設計事業</li> <li>(2) 商品化のための設備の運転研究事業</li> </ol> </li> <li>2. 新商品・新技術の企業化に関する事業               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 商品化のための試作・改良</li> <li>(2) 商品化された新商品・新技術のデザイン等の改良事業</li> <li>(3) 商品化された新商品・新技術の求評事業</li> </ol> </li> <li>3. 新商品・新技術開発事業として知事が適当と認めた事業</li> </ol> <p>海外販路開拓事業</p> <p>新たな販路開拓の定着までの以下の事業を対象とし、同一国・地域における同一内容での取組については、初めて本補助金の交付を受けてから3回以内の事業に限る。ただし、地域内の全対象者に公募して行う展示会等販路開拓事業については、この限りではない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 国外における販路開拓のための展示会の開催又は見本市への参加</li> <li>2. 販路開拓指導等               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 販路開拓に関する調査及び指導</li> <li>(2) 新商品等の販路開拓のための広報事業</li> <li>(3) 品質表示(品質保証表示等を行う事業を含む。)事業</li> </ol> </li> <li>3. 販路開拓事業として知事が適当と認めた事業</li> </ol> <p>国内販路開拓事業</p> <p>新たな販路開拓の定着までの以下の事業を対象とし、同一都道府県における同一内容での取組については、初めて本補助金の交付を受けてから3回以内の事業に限る。ただし、地域内の全対象者に公募して行う展示会等販路開拓事業については、この限りではない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 国内における販路開拓のための展示会の開催又は見本市への参加</li> <li>2. 販路開拓指導等               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 販路開拓に関する調査及び指導</li> <li>(2) 新商品等の販路開拓のための広報事業</li> <li>(3) 品質表示(品質保証表示等を行う事業を含む。)事業</li> </ol> </li> <li>3. 販路開拓事業として知事が適当と認めた事業</li> </ol>	<p>謝金（委員謝金、専門家謝金、講師謝金）</p> <p>旅費（委員旅費、専門家旅費、講師旅費、職員旅費）</p> <p>庁費（原材料費、機械装置又は工具器具購入・製造・改良又は据付けに要する経費、外注加工費、コンサルタント雇用料、会議費、会場借料、会場整備費、デザイン料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、調査研究費、広告宣伝費、通訳料、翻訳料、消耗品費、雑役務費、機械器具借料及び損料、資料作成費、原稿料、保険料）</p> <p>委託費（実施事業の一部を委託する経費。県内事業者に発注したものに限る。ただし、止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難と事前に県が認めた場合については、この限りでない。）</p>
<p><b>【注意事項】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 同一事業実施主体による申請は、同一年度において1回までとする。</li> <li>2 同一年度における申請は、新商品開発能力育成等事業・海外販路開拓事業・国内販路開拓事業のいずれか一事業のみとする。ただし、新商品開発から販路開拓を一体的に実施する場合は、新商品開発能力育成等事業と、海外販路開拓事業又は国内販路開拓事業を同時に申請することを可とする。</li> <li>3 事業実施主体が自ら製造する製品の開発及び販路開拓のための事業に限る。</li> <li>4 補助金活用回数制限について、その回数は本補助金創設時から起算する。ただし、令和5年度に限り、補助金活用回数制限は適用除外とする。</li> <li>5 グループ構成事業者のうち半数以上のメンバーが同一の場合、異なるグループ名でも同一事業実施主体とみなし、申請は、同一年度において1回までとする。</li> </ol>		

別表2 (第3条関係)

事業名	1 事業実施主体	2 事業主体	3 補助率	4 補助限度額	5 備考	
新商品 開発事業	ふるさと産業事業者	4者以上のグループ、組合	1/2	500千円		
		3者以下のグループ、個人	1/2	300千円		
販路 開拓 事業	海外 販路 開拓	ふるさと産業事業者	4者以上のグループ、組合	1/2	1,000千円	
		3者以下のグループ、個人	1/2	500千円		
	国内 販路 開拓	ふるさと産業事業者	4者以上のグループ、組合	1/2	300千円	
			3者以下のグループ、個人	1/2	200千円	
ふるさと産業事業者のうち、起業又は就業後5年以内の若手の個人又は若手で構成するグループ		起業・就業してから5年以内の若手(個人・グループ)	2/3	200千円		

鳥取県知事 平井 伸治 様

(住所)  
(事業者名 氏名)

令和 年度鳥取県ふるさと産業支援事業（新商品開発・販路開拓）補助金交付申請書

鳥取県ふるさと産業支援事業補助金の交付を受けたいので、鳥取県補助金等交付規則第4条の規定により、下記のとおり申請します。

記

補助事業等の名称	鳥取県ふるさと産業支援事業補助金
算定基準額（見込み）	円
交付申請額	円
添付資料	1 事業計画書 2 収支予算書

令和 年度鳥取県ふるさと産業支援事業計画書

1 実施主体名称・代表者氏名・グループの場合構成メンバー列記のこと

\*実施主体・代表者に関して該当する項目に☑を記載

- (一財) 伝統的工芸品産業振興協会又は鳥取県が認定する伝統工芸士
- 年収の3分の2以上がその業種の製造販売による収入
- 起業・就業後5年以内

2 事業区分

新商品開発能力育成等事業・海外販路開拓事業・国内販路開拓事業

※いずれかを選択してください。

3 事業内容

(1) 実施テーマ名

(2) 必要性、期待される効果及び目標

(3) 事業実施方法及び実施予定場所

(4) 実施日程 (開始予定日/完了予定日)

(5) 外部委託、委嘱の相手先概要、委託・委嘱内容

\*外部委託・委嘱する場合のみ記載

4 補助事業完了予定年月日 ※全ての精算が終わり決算書が作成できる日

5 他の補助金の活用の有無 (有・無)

\*他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。

\*「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先(補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先)を記載してください。

6 消費税等の取扱い (申請時点)

一般課税事業者 簡易課税事業者 免税事業者 ※いずれかを選択してください。

様式第2号（第4条、第7条関係）

令和 年度鳥取県ふるさと産業支援事業収支予算書(決算書)

1 収入の部

(単位：円)

区分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	差引増減	備 考
合計				

2 支出の部

(単位：円)

区分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度決算額 (本年度予算額)	差引増減	備 考
合計				

(注)備考欄には、区分ごとに積算を明記すること。ただし別葉としても構わない。

様

職氏名

年度鳥取県ふるさと産業支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県ふるさと産業支援事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業は、「〇〇〇〇〇〇〇〇事業」とし、その内容は、・・・・・・とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- (1) 算定基準額 金 円
- (2) 交付決定額 金 円

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分は、・・・・・・とする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県ふるさと産業支援事業補助金交付要綱（平成25年3月26日付第201300001021号鳥取県商工労働部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

令和 年 月 日

鳥取県知事 平井 伸治 様

(住所)  
(事業者名 氏名)

令和 年度鳥取県ふるさと産業支援事業(新商品開発・販路開拓)補助金実績報告書

令和 年 月 日付第 号による交付決定に係る事業の実績について、鳥取県補助金等交付規則第17条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

補助金等の名称	鳥取県ふるさと産業支援事業補助金	
	算定基準額	交付決定額
交付決定		
実績		
差引		
添付書類	1 事業報告書 2 収支決算書(に準ずる書類)	

令和 年度鳥取県ふるさと産業支援事業実績報告書

1 実施主体名称・代表者氏名・グループの場合構成メンバー列記のこと

2 事業区分（新商品開発能力育成等事業、販路開拓事業の別）

3 事業内容

（1）実施テーマ名

（2）事業実施による効果

・実施期間中の効果（売上げ、商談件数等）

・実施期間後の効果（新たな販路、新規顧客からの反応等）

・その他の効果

（3）事業実施方法及び実施場所

（4）実施日程（開始日／完了日）

（5）補助事業完了年月日

※「補助事業完了年月日」とは「補助対象経費の額が確定した日」を指します。

（6）外部委託、委嘱の相手先概要、委託・委嘱内容

※外部委託・委嘱する場合のみ記載

4 他の補助金の活用の有無（有・無）

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。

※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。

5 消費税等の取扱い（実績報告時点）

一般課税事業者      簡易課税事業者      免税事業者

※事業途中から区分変更になった場合は、その時期：                      年                      月

鳥取県知事 様

申請者（住所）  
（氏名）  
（団体等にあつては、名称及び代表者の氏名）

年度消費税等仕入控除税額確定報告書

令和 年 月 日付第 号により交付決定通知があつた補助金について、鳥取県ふるさと産業支援事業（新商品開発・販路開拓）補助金補助金交付要綱第7条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 規則第18条の補助金の確定額及び補助対象経費の額
- |             |   |   |
|-------------|---|---|
| （1）補助金の確定額  | 金 | 円 |
| （2）補助対象経費の額 | 金 | 円 |
- 2 実績報告控除税額  
（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、交付決定控除税額
- |   |   |
|---|---|
| 金 | 円 |
|---|---|
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入控除税額
- |   |   |
|---|---|
| 金 | 円 |
|---|---|
- 4 補助金返還相当額（ $3 - 2 > 0$ の場合）  
 $(3 - 2) \times ((1)の(1) / (1)の(2))$
- |   |   |
|---|---|
| 金 | 円 |
|---|---|

（注）別紙として精算の内訳を添付すること

鳥取県知事 様

所在地  
名称  
代表者

令和 年度鳥取県ふるさと産業支援事業成果事業化等状況報告書

令和 年 月 日付 第 号で交付決定を受けた事業に係る平成 年度の事業化等の状況について、鳥取県ふるさと産業支援事業費補助金交付要綱（平成25年3月26日付第201300001021号鳥取県商工労働部長通知）第9条の規定に基づき、別紙のとおり報告します。



令和 年 月 日

鳥取県知事 様

所在地  
名称  
代表者

令和 年度鳥取県ふるさと産業支援事業工業所有権等取得等届出書

令和 年 月 日付 第 号で交付決定を受けた事業について、下記のとおり工業所有権等の取得（出願、譲渡、実施権の設定）をしたので、鳥取県ふるさと産業支援事業補助金交付要綱（平成25年3月26日付第201300001021号鳥取県商工労働部長通知）第11条の規定に基づき、別紙のとおり報告します。

記

- 1 種類（番号及び工業所有権等の種類）
- 2 内容
- 3 相手先及び条件（譲渡、実施権の設定の場合）